

11月は「建設業取引適正化推進月間」です！



国土交通省 土地・建設産業局 建設業課

①. 趣 旨

建設業における取引の適正化については、従来から、建設業法の厳正かつ適正な運用により、法令の遵守指導等を通じ、その推進を図ってきたところです。

しかしながら、依然として建設業の請負契約における不適切な取引が見受けられることから、建設業の健全な発達を促進するため、建設業取引の適正化をより一層推進する必要があります。

このため、平成28年度においても、11月を「建設業取引適正化推進月間」（以下「月間」という。）として、建設業の取引適正化に関し集中的に法令遵守に関する活動を行います。

②. 期 間

平成28年11月1日～30日

③. 主 催

国土交通省、都道府県

④. 実施内容

(1) ポスターの配布・掲示等

国土交通省（本省、地方整備局等）、都道府県、市区町村において、月間ポスターを掲示します。

また、建設業関係団体にポスターを配布し、会員企業への配布・掲示を依頼します。（※会員各社・協会支部に数部ずつ配布済み）

(2) ホームページ等を通じた広報

取引の適正化に関する普及・啓発のため、国土交通省において、月間の実施等について報道発表等により広報を行うとともに、業界団体等の機関誌に掲載を依頼します。

また、整備局及び都道府県（以下「各許可行政庁」という。）においても、ホームページや各種媒体を活用し、月間の実施等について広報を行います。

(3) 建設業者等を対象とした講習会等の開催

都道府県単位を原則とし、各許可行政庁が連携あるいは独自に建設業法に関する講習会等を開催します。

特に、「建設業法令遵守ガイドライン」及び「下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について」のほか、平成28年7月に改定された「社会保険の加入に関する下請け指導ガイドライン」についても、重点的な周知を行うものとします。

(4) 立入検査等の実施

月間期間以外の立入検査に加え、各許可行政庁ごと又は各許可行政庁が連携し、立入検査等による指導を実施します。立入検査に当たっては、社会保険等の加入状況や法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況、安全衛生経費の負担状況の確認等も併せて実施します。

(5) その他

このほか、各許可行政庁において自主的な事業の実施に努めます。

